

2020年3月27日

お客様各位

シナネン株式会社
電力・ソリューション事業部

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、及び感染拡大により困難な生活環境におられる皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客様について、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から電気料金の支払期日の延長等の要請を受け、以下の通り特別措置を講ずることといたしましたので、お知らせします。

記

1. 特別措置の対象者

当社と電力供給契約を締結されているお客さまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付3月25日受付開始」を受けているお客さまで、当社に特別措置適用を申出されたお客さま

※「緊急小口資金、総合支援資金の貸付」については厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

2. 特別措置の内容

電気料金お支払い期日での未払い時においても、電気の継続供給について柔軟な対応を行います。

■参考

※経済産業省発表(2020年3月19日)

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

以上

【本特別措置に関するお問い合わせ先】

シナネン株式会社 電力・ソリューション事業部 長谷川・菅野（はせがわ・かんの）

TEL：03-6478-7885(受付時間：平日 9:00~17:30) E-mail：sn-denki@sinanengroup.co.jp